

第 20 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 3 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 15 名

1	乙部 毅博			3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男		
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 2 名

2	吉田 義明	9	辻本 一夫
---	-------	---	-------

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 10 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 11 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 12 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 . 事務局 吉田局長、豊吉係長

7 . 閉会時間 午後 2 時 3 0 分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は 15 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第 20 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、7 番、齊藤徹委員、8 番、牧田日出男委員を指名いたします。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、2 月 24 日開催の第 19 回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1 の会議関係では、2 月 24 日と 3 月 29 日に穀内会長以下委員 5 名で、農業委員定数検討委員会を開催し、次期委員定数の検討をおこなっております。</p> <p>次に 3 月 8 日から 3 月 18 日まで第 1 回町議会定例会が開催され、会長と私が出席しております。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は 19 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第 2、議案第 10 号「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>

<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第 10 号「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第 18 条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の 6 か月以内に成立した合意で書面により明らかかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約 1 件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番、所在及び地番につきましては、 、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は m^2 のうち m^2、貸付人は 、借受人は であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日ともに 3 月 17 日であり、解約形態、解約事由は、貸付人のあっせん売買による合意解約であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

<p>吉田局長</p> <p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 10 号「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 3、議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、所有権移転の 1 件となっております。</p> <p>この 1 件の対象となる農地につきましては、共有名義となっております、令和 2 年 11 月に今回と同じ譲受人の が持ち分の 10 分 6 の所有移転の農地法第 3 条第 1 項の許可申請があり、総会での承認を得て、同年 11 月 26 日に許可しております。</p> <p>今回は、残りの持ち分 10 分の 4 について、売買契約が整ったことから、本申請となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
-----------------------	--

<p>豊吉係長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、 、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、 ㎡であります。譲渡人は、 、譲受人は、 であります。経営面積は、 ㎡であり、今回は、譲渡人から、10分の4の権利を売買にて取得するものであります。本地区の担当委員は原口委員となっております。</p> <p>別紙であります。農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、 地区担当委員、 委員から報告願います。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号1番につきまして、譲受人の希望による所有権移転の案件です。</p> <p>譲受人は、令和2年度に10分の6の権利を取得し、今年は、残り10分の4の権利を取得することとなりました。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
<p>太田委員</p>	<p>他3名の持分の10分の4を に売渡しと書いてあるが、どういった意味ですか。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>相続の関係で、 が10分の1ずつの権利を持っており、 がすべ</p>

	<p>ての権利を買い、3条申請を申請したという経緯です。</p>
<p>太田委員</p>	<p>10分の6相当についての権利を 氏はどう処理したのか、教えていただけませんか。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>10分の6の権利につきましては、令和2年度に3条申請として 氏が取得しました、詳しい内容としましては、この土地は3人の共同名義となっており、2人は意思疎通ができ令和2年に取得することが出来ましたが、もう1名の方は意思疎通が出来ないかたであったため、この方の法定相続人の4名の同意を得る時間がかかり、本年度に残りすべての権利を が取得する運びとなりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第11号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から22番の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするもので</p>

	<p>す。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は 22 件でございます。</p> <p>内訳は、賃貸借の新規が 2 件、更新 19 件、使用貸借の 1 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは申請番号 1 番から 8 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>議長</p> <p>豊吉係長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番から 21 番につきましては、賃貸借権の案件となります。</p> <p>申請番号 1 番、所在、地番につきましては、 であり、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 のうち m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 1 年であります。</p> <p>本地区の地区担当員は片岡委員となっております。</p> <p>申請番号 2 番、所在、地番につきましては、 であり、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 のうち m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 2 年であります。本地区の地区担当員は委員となっております。</p> <p>申請番号 3 番、所在、地番につきましては、 であり、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借</p>

料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日の 1 年であります。

申請番号 4 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日の 1 年であります。

申請番号 5 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 のうち m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の 5 年であります。

申請番号 6 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 のうち m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の 5 年であります。

申請番号 7 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 のうち m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の 5 年であります。

申請番号 8 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、 m^2 のうち m^2 あります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の 5 年であります。

<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号1番について、地区担当、委員より報告願います。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号1番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、崩和地区に周知し、としました。賃貸借期間は、1年とし賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号2番について、地区担当、委員より報告願います。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号2番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、地区に周知し、としました。賃貸借期間は、2年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告がおわりました。なお、申請番号3番から8番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から8番の件を採決いたします</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。
次に、申請番号 9 番の審議にあたり、委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

委員 ~ 退席

「再開致します。」

それでは、申請番号 9 番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

申請番号 9 番、所在、地番につきましては、であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、 m^2 のうち m^2 あります。貸主は、
、借主は、
、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 2 年であります。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。なお、申請番号 9 番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 9 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

申請番号 14 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²のうち m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の 3 年であります。

申請番号 15 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日の 3 年であります。

申請番号 16 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 2 1 日の 1 年 2 カ月であります。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。なお、申請番号 10 番から 16 番については、賃借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 10 番から 16 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号 17 番の審議にあたり、委員は、農委法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

委員 ~ 退席

「再開致します。」

それでは、申請番号 17 番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

申請番号 17 番、所在、地番につきましては、であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。貸主は、借主は、経営面積は m^2 であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日の 10 年であります。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。なお、申請番号 17 番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 17 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

「暫時休憩いたします。」

委員 ~ 着席

「再開致します。」

次に、申請番号 18 番から 22 番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉係長

申請番号 18 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日の 1 0 年であります。

申請番号 19 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は畑、鉄道用地、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日の 1 0 年であります。

申請番号 20 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日の 1 0 年であります。

申請番号 2 1 番、所在、地番につきましては、 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a 当り 円、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日の 5 年 9 か月であります。

	<p>申請番号 22 番につきましては、使用貸借権の案件となります。</p> <p>申請番号 22 番、所在、地番につきましては、 登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。貸主は、 、借主は、 、経営面積は m^2 であり、期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日の 10 年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。なお、申請番号 18 番から 22 番については、賃貸借などの更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 18 番から 22 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p> <p>次回の総会につきましては、4 月 26 日水曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第 20 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
議長	
吉田局長	
議長	

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年3月30日

会 長

委員(7 番)

委員(8 番)